

平成 29 年度事業計画書

自 平成 29 年 4 月 3 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター

平成29年度事業計画

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、事故対策検討委員会において、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、その対策の一つ「監査等の実効性の向上」という点で「民間指定機関による適正化事業の活用」が出され、平成28年12月2日に道路運送法が改正されました。

これを受け設立された「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」は、今年度、定款に基づく下記事業の実施により、一般貸切旅客自動車運送事業者に対して輸送の安全を阻害する行為の防止その他法又は法に基づく命令の遵守に関し指導を行う等、貸切バス事業の適正化に努めてまいります。

記

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

巡回指導は、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的としており、当センターは、運輸局、運輸支局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、巡回指導活動に必要な情報を収集して、適正化事業の効率的な運営を図る。

巡回指導については、31年度末までに適正化機関管轄区域内のバス協会非加入全営業所を巡回する予定としており、平成29年度については、バス協会非加入146営業所（平成29年2月1日現在）のうち40営業所の巡回を実施する予定である。県別の巡回営業所数については、下記表のとおり、バス協会非加入営業所の割合に応じて算出した。

今後、道路運送法上の手続きが終わり、指導員の研修、指導対象事業者の選定等準備が整い次第実施する予定である。

なお、バス協会加入営業所にかかる巡回指導については、各県バス協会に業務委託を行い実施する。

(巡回指導実施計画)

	非加入営業所（割合）	巡回予定営業所
愛知県	70 (47%)	19
静岡県	39 (27%)	11
岐阜県	11 (8%)	3
三重県	15 (10%)	4
福井県	11 (8%)	3
合計	146 (100%)	40

2. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

利用者から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話等で受付し、内容により事業者、行政等に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

利用者からの貸切バスに関する相談、問合せ等については、適切に対応し利用者の利便の確保に努める。

3. その他定款で定める事業